

# 「地域創生出張サポート制度」の実施について

(令和2年4月1日改正)

## 1 目的

総合振興局・振興局（以下「振興局」という。）が市町村と緊密な連携を図りながら地域創生を進めるため、振興局職員が出張等により地域に出向き、地域の実情や課題に応じた地域振興の取組をサポートする。

## 2 サポート対象業務

地域創生出張サポート制度（以下「サポート制度」という。）の対象業務は、地域振興に関する事項全般とし、その中でも振興局と市町村の協働に関する業務と市町村の総合戦略の推進に関する業務を特に重点的なサポート対象とする。

## 3 職員の派遣

- (1) 各振興局長は、地域の実情や課題を踏まえ、市町村からの要請があった場合、又は、各振興局長が必要と認める場合に振興局職員を市町村等（振興局長が認める団体を含む）へ出張及び外勤により派遣するものとする。
- (2) 出張及び外勤の期間は、1業務につき通算1カ月以内とし、職員1人当たり1週間以内程度を目途に振興局長が認める期間とする。

## 4 実施報告

各振興局は、総合政策部地域創生局地域戦略課の求めに応じて、サポート制度の実施結果を報告するものとする。

なお、本庁での対応が必要で、かつ緊急性がある事案については、その都度、総合政策部地域創生局地域戦略課へ報告するものとする。

## 5 その他

総合政策部地域創生局地域戦略課は、サポート制度の実施について、必要な協力を行うものとする。

なお、この実施について定めるもののほか、この実施に関する必要な事項は、別に決定する。